

◎新潟県

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区（共同漁業権）

1 漁業権の種類 共同漁業権		
◎漁業権公示番号	新共第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
漁場の区域	粟島浦村（粟島）最大高潮時海岸線から距岸2,700メートルの線と鯨礁を中心とする半径1,800メートルの線及び八の下礁を中心とする半径1,500メートルの線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えご漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あかもく漁業	
	うみそうめん漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	いか、たなご小型定置漁業	2月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶりさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	たらさし網漁業	1月1日から4月30日まで
(3) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新共第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鵜泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保地先	
点の位置	基点 1 新潟県漁場基点第1号（山形県と新潟県との境界） 基点 2 新潟県漁場基点第2号（村上市府屋と碁石との境界） 基点 3 新潟県漁場基点第4号（村上市今川と板貝との境界） 基点 4 新潟県漁場基点第5号（村上市浜新保と馬下との境界） い 1から 227度23分31秒 490.5メートルの点 ろ いから 275度47分58秒 2,430メートルの点 は ろから 185度47分58秒 1,000メートルの点 に はから 275度47分58秒 1,400メートルの点 ほ 2から 303度00分 4,000メートルの点 へ 2から 303度00分 1,800メートルの点 と 3から 287度00分 1,800メートルの点 ち 4から 282度00分 1,800メートルの点	
点の位置		
漁場の区域	1・い、い・ろ、ろ・は、は・に、に・ほ、ほ・へ、へ・と、と・ち、ち・4の9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あおさ漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	にしがい漁業	
	なまこ漁業	
	うに漁業	
	うみそうめん漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	あじ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	こうなご小型定置漁業	3月1日から10月31日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鵜泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保		

(4) 制限又は条件
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網5ヶ統以内及び2階網2ヶ統以内とする。
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ヶ統以内及び2階網6ヶ統以内とする。
③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
④村上市勝木地内勝木川河口中央より半径700メートルの区域内における第2種共同漁業さけ小型定置漁業は操業してはならない。

◎漁業権公示番号	新共第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎地先	
点の位置	基点 4 新潟県漁場基点第5号（村上市浜新保と馬下との境界） 基点 5 新潟県漁場基点第6号（村上市岩ヶ崎と瀬波との境界） ち 4から 282度00分 1,800メートルの点 り 5から 241度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域	4・ち、ち・り、り・5の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あおさ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	さけさし網漁業	9月1日から12月31日まで
	ますさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、めばるさし網漁業	
(3) 関係地区		
村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階3ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階3ヶ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階3ヶ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市岩船港町、瀬波温泉3丁目、岩船北浜町、瀬波浜町、瀬波新田町、松波町、瀬波温泉1丁目、瀬波温泉2丁目及び塩谷地先	
点の位置	基点 5 新潟県漁場基点第6号 (村上市岩ヶ崎と瀬波との境界) 基点 6 新潟県漁場基点第7号 (村上市瀬波と岩船との境界) 基点 7 新潟県漁場基点第9号 (村上市と胎内市との境界) り 5から 241度00分 1,800メートルの点 ぬ 6から 298度00分 1,800メートルの点 る 7から 301度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域	5・り・り・ぬ・ぬ・る・る・7の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	もずく漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	いがい漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	さけさし網漁業	9月1日から10月31日まで
	ますさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	ますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	ひらめさし網漁業	
	かれい、めばるさし網漁業	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市岩船上大町、岩船上町、岩船新田町、岩船縦新町、岩船中新町、岩船横新町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地蔵町、岩船港町、岩船下大町、八日市、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波新田町、学校町、浜新田及び塩谷		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	胎内市地先	
点の位置	基点 7 新潟県漁場基点第9号（村上市と胎内市との境界） 基点 8 新潟県漁場基点第11号（胎内市荒井浜と笹口浜との境界） 基点 9 新潟県漁場基点第13号（胎内市と新発田市との境界） る 7から 301度00分 1,800メートルの点 を 8から 303度30分 3,600メートルの点 わ 9から 317度00分 3,600メートルの点	
漁場の区域	7・る、る・を、を・わ、わ・9の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
胎内市桃崎浜、荒井浜、笹口浜、中村浜及び村松浜		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網2ヶ統以内とする。		

◎漁業権公示番号	新共第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新発田市地先	
点の位置	基点 9 新潟県漁場基点第13号（胎内市と新発田市との境界） 基点 10 新潟県漁場基点第14号（新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界） わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 か 10から 317度00分 3,600メートルの点	
漁場の区域	9・わ、わ・か、か・10の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新発田市藤塚浜		

◎漁業権公示番号	新共第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚及び大字網代浜地先	
点の位置	基点 10 新潟県漁場基点第14号（新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界） 基点 11 新潟県漁場基点第14号の1（北蒲原郡聖籠町大字網代浜） か 10から 317度00分 3,600メートルの点 よ 11から 326度00分 3,600メートルの点	
漁場の区域	10・か、か・よ、よ・11の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	あわび漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	
	きすさし網漁業	
	かにさし網漁業	
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	いなだ、このしろさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚、大字網代浜、大字蓮野、大字蓮潟、大字大夫及び大字二本松		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統とする。		

◎漁業権公示番号	新共第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜8丁目及び松浜みなと地先	
点の位置	基点 12 新潟県漁場基点第18号（新潟市北区太郎代と島見町との境界） 基点 13 新潟県漁場基点第21号（新潟市北区松浜町（古水戸）） た 12から 336度00分 3,600メートルの点 れ 13から 346度00分 3,600メートルの点	
漁場の区域	12・た・た・れ、れ・13の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり（こたまがい）漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市北区島見町、太夫浜、太夫浜新町1丁目、太夫浜新町2丁目、松浜町、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜本町1丁目、松浜本町2丁目、松浜本町3丁目、松浜本町4丁目、松浜8丁目、松浜みなと、松浜東町、松浜新町、新元島町、三軒屋町、東区根室新町、下山2丁目及び太平		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網2ヶ統以内とする。		
②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市東区船江町1丁目、平和町、臨港町3丁目、臨港町2丁目、臨海町、中央区入船町4丁目、海辺町2番町、船見町2丁目、雲雀町、西船見町、関屋及び西区青山地先	
点の位置	基点 13 新潟県漁場基点第21号（新潟市北区松浜町（古水戸）） 基点 14 新潟県漁場基点第23号（新潟市西区青山） れ 13から 346度00分 3,600メートルの点 そ 14から 323度00分 6,000メートルの点	
漁場の区域	13・れ、れ・そ、そ・14の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	あさり（こたまがい）漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	なまこ漁業	
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ③新潟港第2西防波堤灯台を中心として半径4,000メートルの区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。		

◎漁業権公示番号	新共第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区青山の一部、上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町及び内野上新町地先	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号（新潟市西区青山） 基点 15 新潟県漁場基点第24号（新潟市西区内野上新町と四ツ郷屋との境界） そ 14から 323度00分 6,000メートルの点 つ 15から 322度30分 6,000メートルの点	
漁場の区域	14・そ、そ・つ、つ・15の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり（こたまがい）漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	かにさし網漁業 かにかご漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 ひらめさし網漁業 きすさし網漁業	2月1日から11月30日まで 2月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわしへびき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町		

◎漁業権公示番号	新共第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜地先	
点の位置	基点 15 新潟県漁場基点第24号（新潟市西区内野上新町と四ツ郷屋との境界） 基点 16 新潟県漁場基点第25号（新潟市西蒲区越前浜と角田浜との境界） 基点 17 新潟県漁場基点第27号（新潟市西蒲区角海浜と間瀬との境界） つ 15から 322度30分 6,000メートルの点 ね 16から 299度30分 6,000メートルの点 な 17から 289度34分 6,000メートルの点	
漁場の区域	15・つ、つ・ね、ね・な、な・17の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	
	あさり（こたまがい）漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	1月1日から11月30日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜		

◎漁業権公示番号	新共第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区間瀬地先	
点の位置	基点 17 新潟県漁場基点第27号（新潟市西蒲区角海浜と間瀬との境界） 基点 18 新潟県漁場基点第28号（新潟市と長岡市との境界） な 17から 289度34分 6,000メートルの点 ら むから 289度34分 3,600メートルの点 む うから 18度00分 1,500メートルの点 う 18から 289度34分 2,500メートルの点	
漁場の区域	17・な、な・ら、ら・む、む・う、う・18の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	
	あさり（こたまがい）漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くろだいさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西蒲区間瀬		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市地先	
点の位置	基点 18 新潟県漁場基点第28号（新潟市と長岡市との境界） 基点 19 新潟県漁場基点第29号（長岡市と三島郡出雲崎町との境界） う 18から 289度34分 2,500メートルの点 み うから 198度00分 1,500メートルの点 の みから 289度34分 3,500メートルの点 のノ1 のから 201度30分 5,800メートルの点 のノ2 のノ1から 120度00分 1,000メートルの点 のノ3 のノ2から 201度30分 5,800メートルの点 のノ4 のノ3から 120度00分 1,000メートルの点 お 19から 300度34分 4,100メートルの点	
漁場の区域	18・う・う・み・み・の・の・のノ1、のノ1・のノ2、のノ2・のノ3、のノ3・のノ4、のノ4・お、お・19の9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	もずく漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	あさり（こたまがい）漁業	
	たこ漁業	
	あわび漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	さけさし網漁業	9月1日から12月31日まで
	さわらさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	ひらめさし網漁業	
	あじ、さば、いなだ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ヶ曾根		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網3ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を2階網3ヶ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網2ヶ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字久田地先	
点の位置	基点 19 新潟県漁場基点第29号（長岡市と三島郡出雲崎町との境界） 基点 20 新潟県漁場基点第30号（三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界） く 19から 300度34分 4,500メートルの点 や 20から 294度34分 4,500メートルの点	
漁場の区域	19・く、く・や、や・20の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	もずく漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	あおさ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	かますさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	かます、あじ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田、寺泊敦ヶ曾根、三島郡出雲崎町及び柏崎市西山町石地		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網1ヶ統とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字鳴滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町、大字尼瀬、大字勝見、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊地先	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第30号（三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界） 基点 21 新潟県漁場基点第32号（柏崎市大字大湊字浜岸） ま 20から 294度34分 6,000メートルの点 け 21から 295度00分 6,000メートルの点	
漁場の区域	20・ま・ま・け、け・21の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	わかめ漁業	
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あさり（こたまがい）漁業	
	あおさ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	かます、あじ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統以内とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市（ただし、西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊を除く。）、上越市柿崎区竹鼻地先	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第32号（柏崎市大字大湊字浜岸） 基点 23 新潟県漁場基点第34号（上越市柿崎区竹鼻と柿崎との境界） け 21から 295度00分 6,000メートルの点 ふ 23から 324度28分 6,500メートルの点	
漁場の区域	21・け、け・ふ、ふ・23の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 柏崎港東防波堤北側先端 イ アより 322度30分 120メートルの点 ウ アより 306度00分 33メートルの点 エ イより 32度00分 244メートルの点 オ ウより 7度30分 300メートルの点 カ エより 94度30分 40メートルの点 キ オより 150度00分 750メートルの点 ク カより 99度00分の線と最大高潮時海岸線との交わる点	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えご漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あさり（こたまがい）漁業	
第2種共同漁業	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	たい、めばるさし網漁業	
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市柿崎区（ただし、竹鼻を除く。）地先	
点の位置	基点 23 新潟県漁場基点 第34号（上越市柿崎区竹鼻と柿崎との境界） 基点 24 新潟県漁場基点 第35号（上越市柿崎区と大潟区との境界） ふ 23から 324度28分 6,500メートルの点 こ 24から 324度26分 6,500メートルの点	
漁場の区域	23・ふ、ふ・こ、こ・24の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり（こたまがい）漁業	
	たこ漁業	
	さざえ漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	
第3種共同漁業	いわし、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市柿崎区		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市大潟区地先	
点の位置	基点 24 新潟県漁場基点第35号（上越市柿崎区と大潟区との境界） 基点 25 新潟県漁場基点第36号（上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界） こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 え 25から 331度06分 6,500メートルの点	
漁場の区域	24・こ、こ・え、え・25の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり（こたまがい）漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
第3種共同漁業	いわし、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市大潟区雁子浜、九戸浜、潟町、四ツ屋浜、土底浜、下小船津浜、上小船津浜、渋柿浜及び犀潟		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市(ただし、柿崎区、大潟区及び名立区を除く。)地先	
点の位置	基点 25 新潟県漁場基点第36号 (上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) 基点 26 新潟県漁場基点第37号 (上越市大字虫生岩戸) 基点 27 新潟県漁場基点第38号 (上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界) え 25から 331度06分 6,500メートルの点 て 26から 338度00分 6,500メートルの点 あ 26から 338度00分 1,500メートルの点 さ 27から 324度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	25・え、え・て、て・あ、あ・さ、さ・27の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	わかめ漁業	
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	たい、めばるさし網漁業	
	きすさし網漁業	
	ぶりさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
上越市大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字上荒浜、大字下荒浜、大字黒井、港町1丁目、港町2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、五智2丁目、五智3丁目、五智4丁目、五智5丁目、五智6丁目、大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦及び大字茶屋ヶ原		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統とする。		
②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		
③直江津港港湾区域及び直江津港導流堤灯台から321度2,200メートルの点を中心とする半径700メートルの検疫錨地の区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。		

◎漁業権公示番号	新共第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市の1部及び上越市の1部沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号 (柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) 基点 23の1 新潟県漁場基点第34号の1 (柏崎市と上越市柿崎区の境界) 基点 24 新潟県漁場基点第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) 基点 25 新潟県漁場基点第36号 (上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) 基点 26 新潟県漁場基点第37号 (上越市大字虫生岩戸) き 22から 323度00分 7,000メートルの点 ゆ 22から 323度00分 11,000メートルの点 ふ 23の1から 324度28分 6,500メートルの点 こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 え 25から 331度06分 6,500メートルの点 て 26から 338度00分 6,500メートルの点 め 26から 338度00分 12,000メートルの点	
漁場の区域	き・ゆ、ゆ・め、め・て、て・え、え・こ、こ・ふ、ふ・きの7線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
柏崎市及び上越市 (ただし、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区を除く。)		

◎漁業権公示番号	新共第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦及び大字茶屋ヶ原沖合	
点の位置	基点 26 新潟県漁場基点第37号（上越市大字虫生岩戸） 基点 27 新潟県漁場基点第38号（上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界） あ 26から 338度00分 1,500メートルの点 み 26から 338度00分 23,000メートルの点 し 27から 329度40分 12,000メートルの点 さ 27から 324度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	あ・み、み・し、し・さ、さ・あの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぶりさし網漁業	
(3) 関係地区		
上越市大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字上荒浜、大字下荒浜、大字黒井、港町1丁目、港町2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、五智2丁目、五智3丁目、五智4丁目、五智5丁目、五智6丁目、大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦、大字茶屋ヶ原、上越市名立区名立小泊、名立大町、糸魚川市大字徳合及び大字筒石		

◎漁業権公示番号	新共第22号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市名立区地先	
点の位置	基点 27 新潟県漁場基点第38号（上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界） 基点 28 新潟県漁場基点第40号（上越市と糸魚川市との境界） さ 27から 324度28分 1,500メートルの点 ひ 28から 324度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	27・さ、さ・ひ、ひ・28の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えご漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市名立区名立小泊及び名立大町		

◎漁業権公示番号	新共第23号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字徳合及び大字筒石地先	
点の位置	基点 28 新潟県漁場基点第40号（上越市と糸魚川市との境界） 基点 29 新潟県漁場基点第41号（糸魚川市大字筒石と大字藤崎との境界） ひ 28から 324度28分 1,500メートルの点 も 29から 324度28分 2,320メートルの点	
漁場の区域	28・ひ、ひ・も、も・29の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	わかめ漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	あかもく漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
糸魚川市大字徳合及び大字筒石		

◎漁業権公示番号	新共第24号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字藤崎、大字百川、大字能生小泊、大字能生、大字木浦、大字鬼舞及び大字鬼伏地先	
点の位置	基点 29 新潟県漁場基点第41号（糸魚川市大字筒石と大字藤崎との境界） 基点 30 新潟県漁場基点第44号（糸魚川市大字能生と大字木浦との境界） 基点 31 新潟県漁場基点第45号（糸魚川市大字木浦と大字鬼舞との境界） 基点 32 新潟県漁場基点第46号（糸魚川市大字鬼伏と大字間脇との境界） も 29から 324度28分 2,320メートルの点 せ 30から 329度28分 1,500メートルの点 せの 1 30から 294度30分 1,800メートルの点 すの 1 30から 307度30分 2,700メートルの点 す 30から 329度28分 2,500メートルの点 い 30から 323度10分 5,450メートルの点 ろ 32から 334度42分 6,500メートルの点 は 31から 272度00分 1,500メートルの点 に 32から 324度28分 1,000メートルの点	
漁場の区域	29・も、も・せ、せ・せの1、せの1・すの1、す・す・い、い・ろ、ろ・は、は・に、に・32の10線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えご漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	
第3種共同漁業	ひらめさし網漁業	
	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市大字藤崎、大字百川、大字能生小泊、大字能生、大字木浦、大字鬼舞及び大字鬼伏		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第25号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字間脇、大字中浜及び大字中宿地先	
点の位置	基点 31 新潟県漁場基点第45号（糸魚川市大字木浦と大字鬼舞との境界） 基点 32 新潟県漁場基点第46号（糸魚川市大字鬼伏と大字間脇との境界） 基点 33 新潟県漁場基点第47号（糸魚川市大字中宿と大梶屋敷との境界） に 32から 324度28分 1,000メートルの点 は 31から 272度00分 1,500メートルの点 ろ 32から 334度42分 6,500メートルの点 へ 33から 337度40分 7,000メートルの点 ほ 33から 321度00分 1,350メートルの点	
漁場の区域	32・に、に・は、は・ろ、ろ・へ、へ・ほ、ほ・33の6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あわび漁業	
第2種共同漁業	めばる、たらさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	さばさし網漁業	
	たちうおさし網漁業	6月1日から11月30日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	
(3) 関係地区		
糸魚川市大字間脇、大字中浜及び大字中宿		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第26号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字梶屋敷、大字田伏、大字大和川、大字竹ヶ花、押上1丁目、押上2丁目、寺町1丁目、寺町2丁目、寺町3丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、大字大町、本町、横町1丁目及び大字寺島地先	
点の位置	基点 33 新潟県漁場基点第47号（糸魚川市大字中宿と大字梶屋敷との境界） 基点 35 新潟県漁場基点第49号（糸魚川市大字寺島と大字須沢との境界） ほ 33から 321度00分 1,350メートルの点 へ 33から 337度40分 7,000メートルの点 る 35から 332度00分 5,000メートルの点	
漁場の区域	33・ほ・ほ・へ・へ・る・る・35、の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	もずく漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
糸魚川市大字梶屋敷、大字田伏、大字大和川、大字竹ヶ花、押上1丁目、押上2丁目、寺町1丁目、寺町2丁目、寺町3丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、大字大町、横町1丁目及び大字寺島		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第27号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字須沢、大字田海、大字寺地、大字青海、大字歌、大字外波及び大字市振地先	
点の位置	基点 35 新潟県漁場基点第49号（糸魚川市大字寺島と大字須沢との境界） 基点 36 新潟県漁場基点第50号（糸魚川市大字青海と大字歌との境界） 基点 37 新潟県漁場基点第51号（糸魚川市大字外波と大字市振との境界） 基点 38 新潟県漁場基点第52号（新潟県と富山県との境界） る 35から 332度00分 5,000メートルの点 を 36から 338度58分 5,000メートルの点 わ 37から 338度28分 5,000メートルの点 か 38から 349度58分 6,000メートルの点	
漁場の区域	35・る、る・を、を・わ、わ・か、か・38の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	えご漁業	
	わかめ漁業	
	もずく漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	めばるさし網漁業	
	たらさし網漁業	
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	たい、めばる、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市大字須沢、大字田海、大字寺地、大字青海、大字歌、大字外波及び大字市振		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第28号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	胎内市及び新発田市地先	
点の位置	基点 7 新潟県漁場基点第9号（村上市と胎内市との境界） 基点 8 新潟県漁場基点第11号（胎内市荒井浜と笛口浜との境界） 基点 9 新潟県漁場基点第13号（胎内市と新発田市との境界） 基点 10 新潟県漁場基点第14号（新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界） る 7から 301度00分 1,800メートルの点 よ 8から 303度30分 4,000メートルの点 た 9から 343度30分 4,900メートルの点 れ 9から 338度00分 6,000メートルの点 そ 9から 308度00分 5,400メートルの点 つ 9から 305度40分 4,200メートルの点 ね 10から 317度00分 4,100メートルの点 か 10から 317度00分 3,600メートルの点 わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 を 8から 303度30分 3,600メートルの点	
漁場の区域	る・よ、よ・た、た・れ、れ・そ、そ・つ、つ・ね、ね・か、か・わ、わ・を、を・るの10線 によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
胎内市桃崎浜、荒井浜、笛口浜、中村浜、村松浜及び新発田市藤塚浜		

◎漁業権公示番号	新共第29号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市府屋沖合	
点の位置	基点 2 新潟県漁場基点第2号（村上市府屋と碁石との境界） いの 1 2から 311度00分 2,400メートルの点	
漁場の区域	いの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鵜泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笛川、桑川及び浜新保		

◎漁業権公示番号		新共第30号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市寝屋及び鵜泊沖合	
点の位置	基点 2の1 新潟県漁場基点第3号 (村上市鵜泊と芦谷との境界) いの5 2の1から 275度00分 1,400メートルの点 いの2 いの5から 14度00分 2,100メートルの点 いの3 いの2から 285度00分 600メートルの点 いの4 いの5から 285度00分 600メートルの点	
漁場の区域	いの5・いの2, いの2・いの3, いの3・いの4, いの4・いの5の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鵜泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笛川、桑川及び浜新保		

◎漁業権公示番号		新共第31号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市中央区西船見町、汐見台及び浜浦町2丁目沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号 (新潟市西区青山) れの1 14から 20度00分 3,900メートルの点	
漁場の区域	れの1を中心とする半径700メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。		

◎漁業権公示番号		新共第32号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区関屋堀割町及び青山沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号 (新潟市西区青山) れの2 14から 357度00分 2,500メートルの点	
漁場の区域	れの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。		

◎漁業権公示番号	新共第33号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区角田浜沖合	
点の位置	基点 16 新潟県漁場基点第25号（新潟市西蒲区越前浜と角田浜との境界） ねの 1 16から 256度30分 3,900メートルの点	
漁場の区域	ねの 1を中心とする半径500メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜		

◎漁業権公示番号	新共第34号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区間瀬沖合	
点の位置	基点 17の 1 新潟県漁場基点第27号の 1（新潟市西蒲区間瀬） なの 1 17の 1 から 270度00分 3,500メートルの点	
漁場の区域	なの 1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西蒲区間瀬		

◎漁業権公示番号	新共第35号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市寺泊野積沖合	
点の位置	基点 18の 1 新潟県漁場基点第28号の 1（長岡市寺泊野積） ゐの 1 18の 1 から 300度00分 5,100メートルの点	
漁場の区域	ゐの 1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ヶ曾根		

◎漁業権公示番号		新共第36号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市寺泊上荒町沖合	
点の位置	基点 18の2 新潟県漁場基点第28号の2 (長岡市寺泊上荒町) るの2 18の2から 288度00分 4,200メートルの点 るの3 るの2から 287度00分 1,100メートルの点 るの5 るの2から 200度00分 600メートルの点 るの4 るの5から 287度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	るの2・るの3、るの3・るの4、るの4・るの5、るの5・るの2の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ヶ曾根		

◎漁業権公示番号		新共第37号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字鳴滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町及び大字尼瀬沖合	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第30号 (三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界) やの1 20から 270度00分 3,650メートルの点	
漁場の区域	やの1を中心とする半径1,400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		

◎漁業権公示番号		新共第38号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字勝見及び柏崎市西山町石地沖合	
点の位置	基点 20の1 新潟県漁場基点第30号の1 (三島郡と柏崎市との境界) やの2 20の1から 314度30分 2,650メートルの点	
漁場の区域	やの2を中心とする半径1,350メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		

◎漁業権公示番号	新共第39号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市荒浜沖合	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第32号（柏崎市大字大湊字浜岸） けの 1 21から 262度00分 3,200メートルの点	
漁場の区域	けの 1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第40号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市荒浜沖合	
点の位置	基点 21の1 新潟県漁場基点第32号の1（柏崎市中浜2丁目と番神1丁目との境界） けの 2 21の1から 352度00分 5,280メートルの点	
漁場の区域	けの 2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第41号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波3丁目、大字鯨波及び大字青海川沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） けの 3 22から 343度00分 2,000メートルの点 けの 4 けの 3から 335度00分 2,000メートルの点 けの 5 けの 4から 245度00分 600メートルの点 けの 6 けの 3から 245度00分 600メートルの点	
漁場の区域	けの 3・けの 4、けの 4・けの 5、けの 5・けの 6、けの 6・けの 3の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第42号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市番神1丁目、番神2丁目、東の輪町、鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） きの1 22から 5度30分 6,000メートルの点	
漁場の区域	きの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

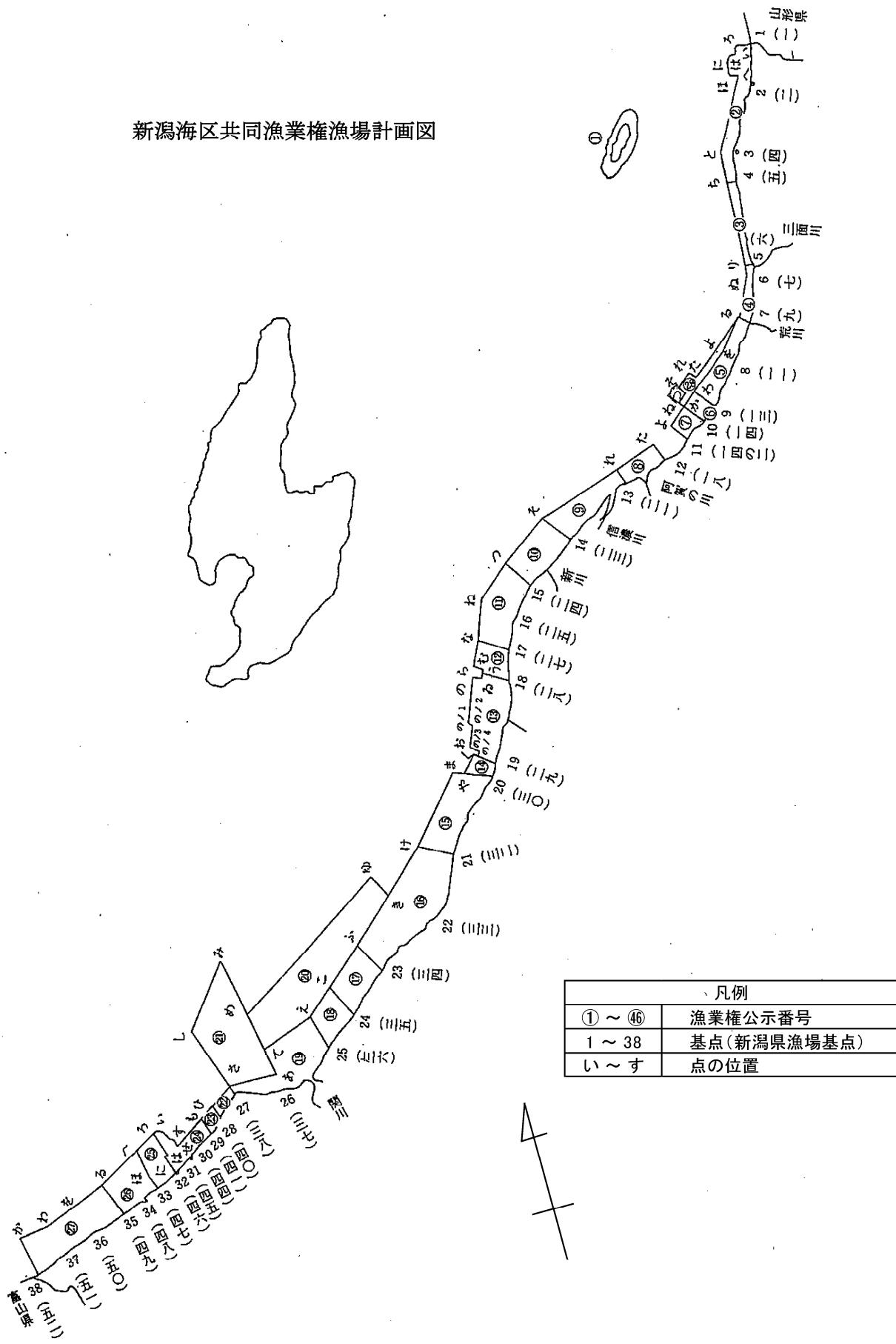
◎漁業権公示番号	新共第43号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） きの2 22から 0度00分 4,700メートルの点	
漁場の区域	きの2を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

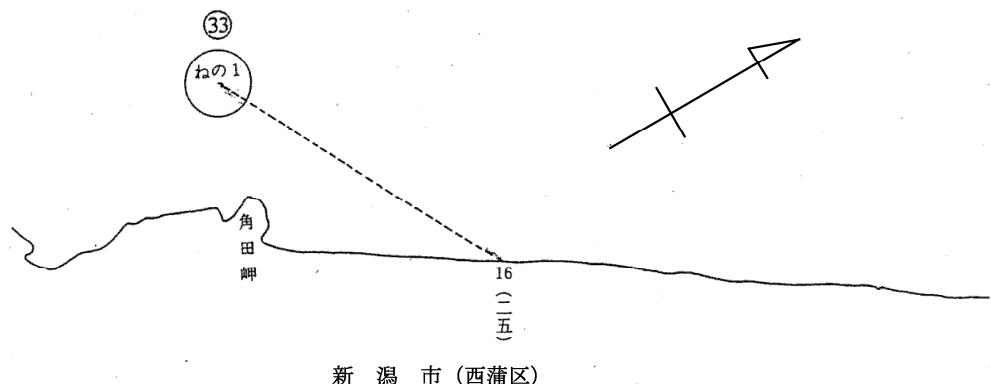
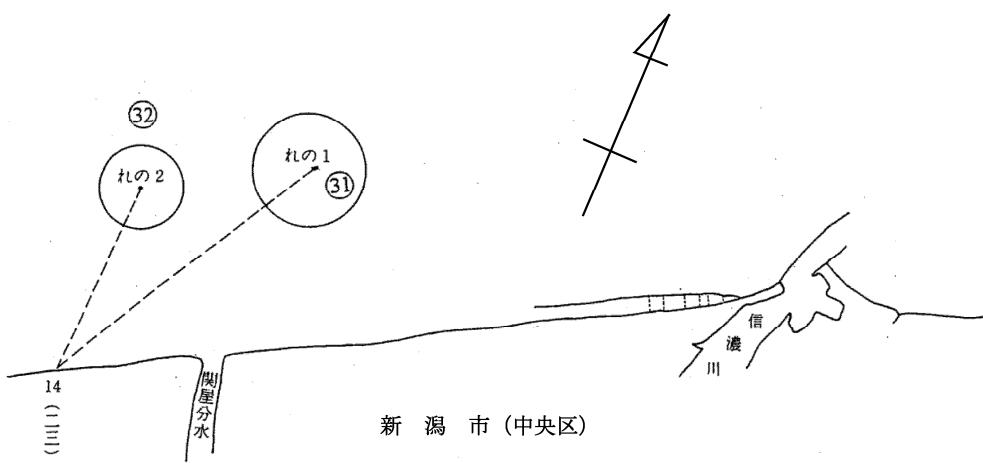
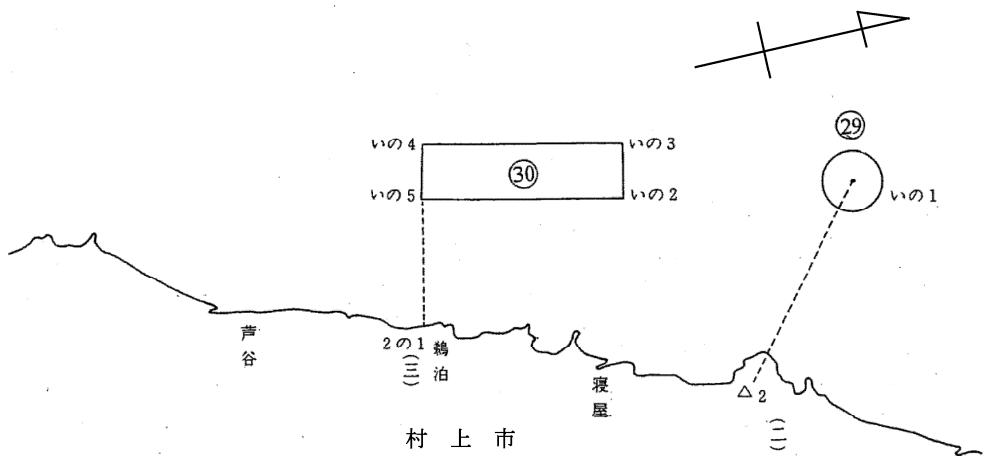
◎漁業権公示番号	新共第44号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） きの3 22から 351度00分 4,000メートルの点	
漁場の区域	きの3を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第45号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市大字鯨波、大字青海川及び大字笠島沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） きの4 22から 316度00分 3,700メートルの点	
漁場の区域	きの4を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

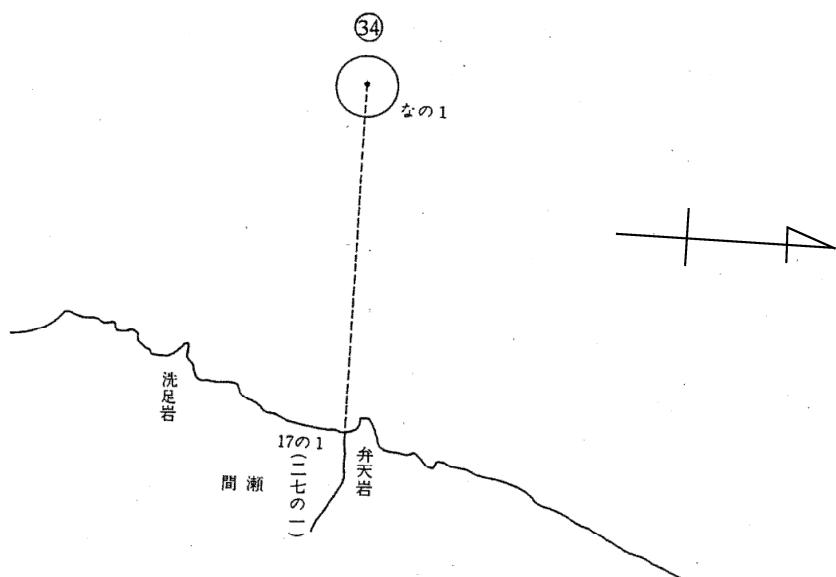
◎漁業権公示番号	新共第46号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び大字米山町沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） きの5 22から 281度00分 5,000メートルの点	
漁場の区域	きの5を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

新潟海区共同漁業権漁場計画図

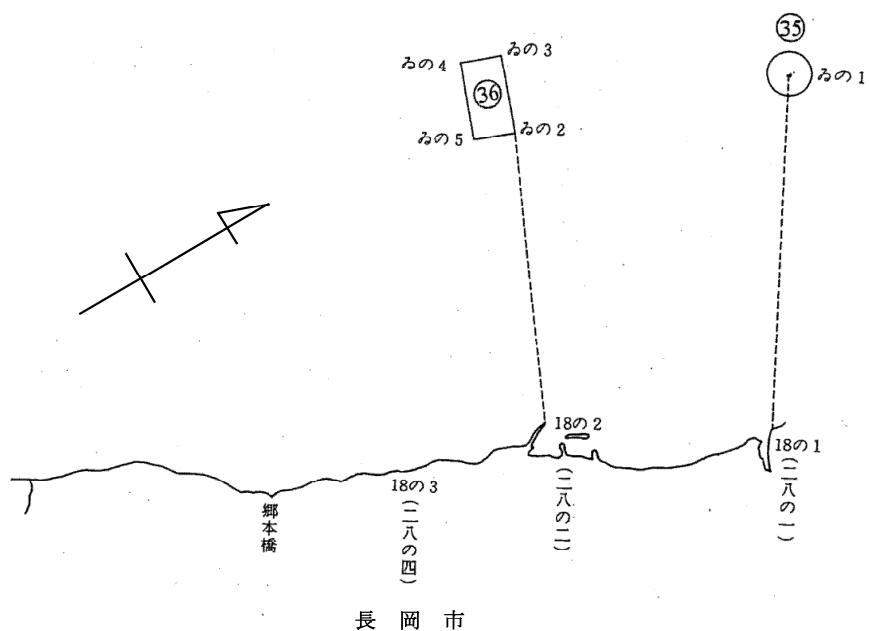




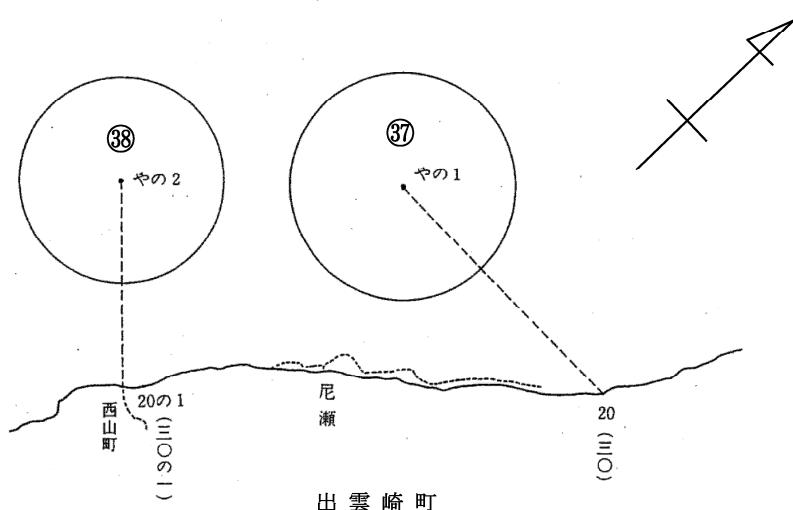
新潟市(西蒲区)



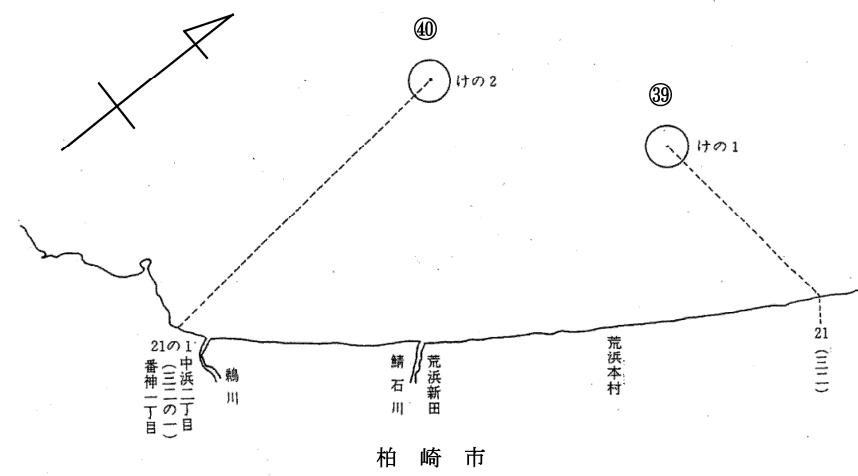
新潟市(西蒲区)



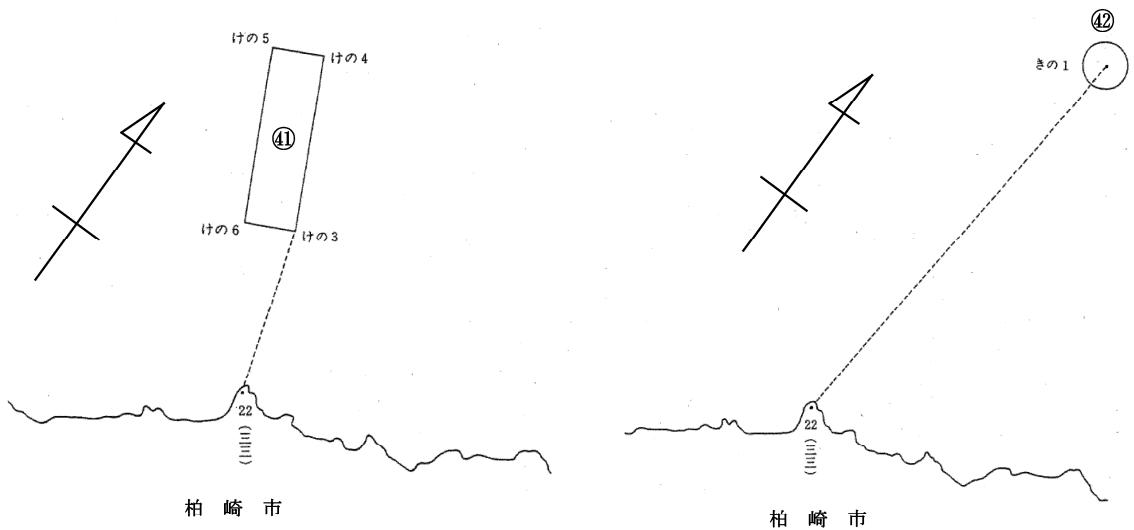
長岡市



出雲崎町

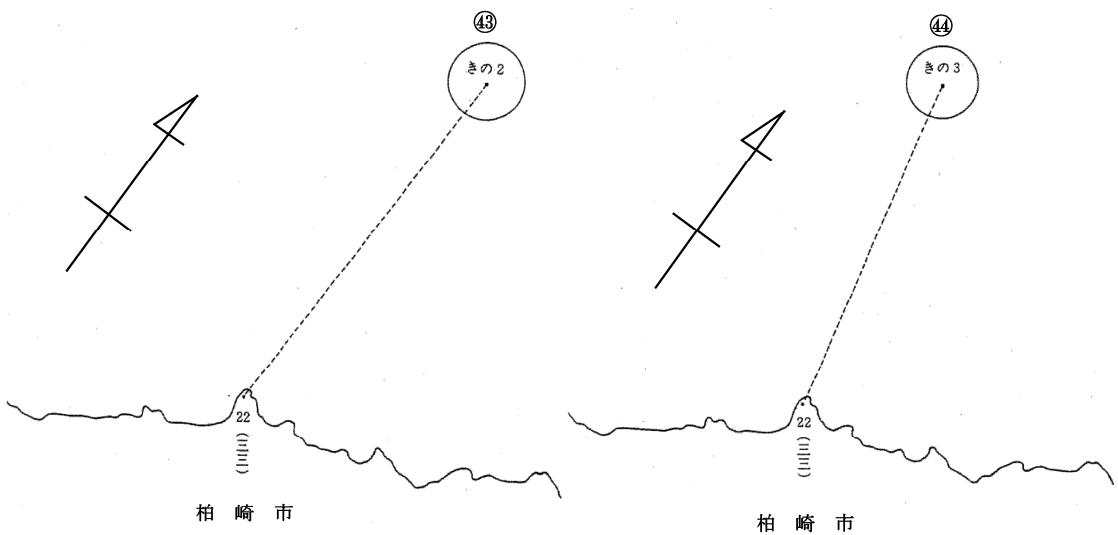


柏崎市



柏崎市

柏崎市



柏崎市

柏崎市

